

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例	
主管課	財政課（農産園芸課、建築住宅課）	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料取締法（昭和25年法律第127号） ・建築基準法（昭和25年法律第201号） 	
【改正の概要】		
1 肥料取締法関係		
<p style="margin-left: 20px;">法律の名称変更に伴う規定整備</p> <p style="margin-left: 40px;">「肥料取締法」⇒「肥料の品質の確保等に関する法律」</p>		
2 建築基準法関係		
<p style="margin-left: 20px;">居住環境向上用途誘導地区における、建築物の建蔽率等の特例許可申請手数料の新設</p>		
<p style="margin-left: 20px;">建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は建築物の高さの特例許可申請手数料</p>		182,000 円
施行日	公布の日（肥料取締法関連は令和2年12月1日）	
【その他参考事項】		